

違反対象物の 公表制度

運用開始

平成31年
4月1日～

違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

公表の対象 となる建物

飲食店、物品販売店、ホテル、旅館など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象です。

公表の対象 となる違反

上記の建物のうち、消防法令により設置が義務付けられているにもかかわらず、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**が設置されていない重大な消防法令違反のある建物が対象です。

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日以上が経過してもその違反が認められる場合に、備北地区消防組合のホームページに公表し、違反が是正されたことを確認できるまでの間は継続して公表します。

公表する内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容



建物関係者の皆様へ

所有、管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む。）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部予防課又は最寄りの消防署へご相談ください。



問い合わせ先 備北地区消防組合

- | | | | | | |
|-----------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|
| ■ 消防本部予防課 | 0824-63-9574 | ■ 三次消防署 | 0824-63-1192 | ■ 作木出張所 | 0824-55-3109 |
| ■ 口和出張所 | 0824-87-2455 | ■ 三和出張所 | 0824-52-3119 | ■ 吉舎出張所 | 0824-43-3119 |
| ■ 甲奴出張所 | 0847-67-2282 | ■ 庄原消防署 | 0824-72-9911 | ■ 西城出張所 | 0824-82-2193 |
| ■ 高野出張所 | 0824-86-2955 | ■ 東城消防署 | 08477-2-4005 | | |